

## 第4章 騒音・振動の防止

### 1 騒音・振動の現況

#### (1) 環境騒音

令和5年度における道路に面する地域以外の一般地域についての環境基準の達成状況を把握するため、市内11地点で調査を行っており、その結果は第4-1表のとおり全地点で環境基準に適合しています。

第4-1表 騒音に係る環境基準達成状況（令和5年度）

| 地域の類型  | 一 般 地 域 |     |     |
|--------|---------|-----|-----|
|        | A 及び B  | C   | 計   |
| 測定地点数  | 6       | 5   | 11  |
| 適合地点数  | 6       | 5   | 11  |
| 適合率（％） | 100     | 100 | 100 |

注）一般地域：道路に面する地域以外の地域

地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

#### (2) 騒音・振動に関する苦情

騒音・振動に係る苦情件数の推移は、第4-2表のとおりです。

近年の騒音苦情は、工場・事業場などが発生源となっています。

第4-2表 騒音・振動に係る苦情件数の推移

|     | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 騒 音 | 1   | 5   | 3   | 1   | 2   |
| 振 動 | 0   | 0   | 2   | 1   | 1   |

### 2 騒音・振動規制

#### (1) 騒音規制法による規制

工場・事業場及び建設作業騒音について規制するとともに、自動車騒音に関し、許容限度及び要請限度が定められています。

規制地域の指定及び規制基準の設定等の事務は市にあっては市長、町にあっては知事が行い、騒音の測定、事業者等に対する改善勧告・命令、立入検査等の規制に関する事務は、規制地域を有する市町長が行っています。

#### (2) 振動規制法による規制

工場・事業場における事業活動及び建設作業に伴う振動について規制するとともに、道路交通振動に係る要請の措置等が定められています。

規制地域の指定及び規制基準の設定に関しては市にあっては市長、町にあっては知事が行い、振動の測定、事業者等に対する改善勧告・命令、立入検査等の規制に関する事務は、規制地域を有する市町長が行っています。

### (3) 山口県公害防止条例による規制

騒音規制法の対象となっていない指定工場及び特定事業場の騒音、特定建設作業騒音について規制するとともに、板金作業等の作業騒音、飲食店等の深夜騒音等について制限しています。

また、災害時における防災対策等の重要性に鑑み、平成28年12月に非常用のガソリンエンジン及びディーゼルエンジンを騒音に係る特定施設から適用除外とする条例規則の改正が行われました。

なお、振動については、規制は設けられていません。